

議案第 26 号

丸亀市教育委員会外国語指導助手の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について  
丸亀市教育委員会外国語指導助手の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を次のとおり改正したい。

令和 3 年 12 月 27 日

丸亀市教育委員会  
教育長 金 丸 眞 明

丸亀市教育委員会外国語指導助手の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
丸亀市教育委員会外国語指導助手の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和 2 年教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 5 条 外国語指導助手の特別休暇については、丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和 2 年規則第 28 号)第 3 条の規定を準用する。この場合において、同表中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 5 条 外国語指導助手の特別休暇については、丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和 2 年規則第 28 号)第 3 条の規定<u>(同規則別表第 2 有給休暇の項第 12 号の規定を除く。)</u>を準用する。この場合において、同表中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。